

平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方自治体は、財政の健全性を判断するための指標(健全化判断比率)と、公営企業ごとに経営状況を明らかにする指標(資金不足比率)を公表することとされています。

また、この各指標が一定の基準以上になった場合は、財政の早期健全化や財政の再生を図るための計画作成等が必要になります。

健全化判断比率

全ての指標について、早期健全化基準を下まわっています。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
相模原市	赤字は無い	赤字は無い	3.8%	43.2%
早期健全化基準	11.25%	16.25%	25%	400%
財政再生基準	20%	30%	35%	

早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合、財政健全化団体となり、財政健全化計画の策定・公表をしなければなりません。

なお、平成21年度決算に基づく算定より、相模原市の団体区分が指定都市となり、将来負担比率の早期健全化基準が350%から400%へと変更となりました。

財政再生基準とは

実質赤字比率、連結実質赤字比率または実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上となった場合、財政再生団体となり、財政再生計画の策定・公表をしなければなりません。また、地方債の発行が制限されます。

詳細は次ページ以降をご覧ください。

○ 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位:千円)

対象となる会計	実質収支額
一般会計	6,301,008
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0
公債管理特別会計	0
実質収支額 計	6,301,008
一般会計等の実質赤字額 a	赤字は無い
標準財政規模 b	134,195,568
実質赤字比率 a / b	1 —

1 実質収支が黒字となり実質赤字額が生じないため、実質赤字比率は算定されません。

○ 連結実質赤字比率

全会計(財産区特別会計を除く)を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位:千円)

対象となる会計	実質収支額	対象となる会計	資金不足・剰余額
一般会計	6,301,008	下水道事業特別会計	254,649
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	簡易水道事業特別会計	48,859
公債管理特別会計	0	農業集落排水事業特別会計	12,742
国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	1,418,091	資金不足・剰余額 計	316,250
国民健康保険事業特別会計(直営診療勘定)	10,036	連結実質収支額 +	9,570,545
自動車駐車場事業特別会計	243,856	連結実質赤字額 a	赤字は無い
介護保険事業特別会計	1,016,420	標準財政規模 b	134,195,568
後期高齢者医療事業特別会計	264,884	連結実質赤字比率 a / b	2 —
実質収支額 計	9,254,295		

2 連結実質収支が黒字となり連結実質赤字額が生じないため、実質赤字比率は算定されません。

実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに、算定初年度(平成19年度決算)から、全会計で赤字は発生していません。

○ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率 (3 か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(単位:千円)

決算年度		平成 2 4 年度	平成 2 3 年度	平成 2 2 年度
	地方債の元利償還金	20,525,890	20,064,773	19,563,369
	準元利償還金	3,870,785	4,855,549	4,618,710
元利償還金・準元利償還金 計	a	24,396,675	24,920,322	24,182,079
特定財源	b	6,642,898	7,224,159	7,406,587
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	c	13,624,731	12,685,585	12,243,047
標準財政規模	d	134,195,568	131,995,445	130,394,063
実質公債費比率(単年度)	$\frac{a-(b+c)}{d-c}$	3.4%	4.2%	3.8%
実質公債費比率(3 か年平均)		3.8%	4.2%	4.3%

準元利償還金とは

公営企業債の償還に充当された一般会計等からの繰出金や、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等。

平成24年度は前年度と比べ、標準財政規模の増加に加え元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の増額などにより、単年度の比率は0.8ポイント改善し、3か年平均では0.4ポイント改善しました。

○ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(単位:千円)

決算年度		平成 2 4 年度	平成 2 3 年度	増減
	地方債の現在高	243,601,917	222,684,124	20,917,793
	債務負担行為に基づく支出予定額	37,192,088	20,947,927	16,244,161
	公営企業債等繰入見込額	42,314,617	55,547,722	▲ 13,233,105
	組合負担等見込額	0	0	0
	退職手当負担見込額	40,108,316	40,697,391	▲ 589,075
	設立法人の負債額等負担見込額	5,735,464	2,443,313	3,292,151
	連結実質赤字額	0	0	0
	組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
将来負担額 計 a		368,952,402	342,320,477	26,631,925
	充当可能基金額	24,692,242	23,034,643	1,657,599
	特定財源見込額	90,308,761	101,106,373	▲ 10,797,612
	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	201,830,138	185,593,680	16,236,458
充当可能財源等 計 b		316,831,141	309,734,696	7,096,445
標準財政規模 c		134,195,568	131,995,445	2,200,123
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 d		13,624,731	12,685,585	939,146
将来負担比率 $\frac{a-b}{c-d}$		43.2%	27.3%	15.9

平成24年度は前年度と比べ、県債償還金に係る債務負担行為を新たに設定したことなどにより、15.9ポイント増えました。

資金不足比率

公営企業会計を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

対象となる会計	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	資金不足は無い	20%
簡易水道事業特別会計	資金不足は無い	
農業集落排水事業特別会計	資金不足は無い	

経営健全化基準とは

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、経営健全化団体となり、基準以上となった公営企業ごとに、経営健全化計画の策定・公表をしなければなりません。

算定初年度(平成19年度決算)から、全ての公営企業会計において、資金不足は生じていません。